

市立学校事務組織運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市立小・中学校における学校経営の支援と学校教育の発展に寄与するため、学校事務組織の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(事務組織)

第2条 事務組織は、別表1のとおりとし、それぞれのブロックに事務局及び代表者を置くものとする。

2 事務局は、拠点校の学校に置くものとする。

3 事務組織は、市立学校の事務職員で構成するものとする。

(事務処理の範囲)

第3条 事務処理の範囲は、事務組織のそれぞれのブロックの中で事務職員が相互に共同して事務処理することにより業務の効率化・適正化が図られることが認められるものとする。

(事務組織の運営)

第4条 事務組織の運営については、次のとおりとする。

(1) 事務組織の招集は、拠点校の校長が行うものとする。

(2) 務組織は、学校運営に支障が生じない範囲の中で、毎月定例的に開催するものとする。

(3) 所属の校長は、学校運営上共同事務処理が必要と判断した場合は、事務職員をブロック内の学校へ訪問させることができるものとする。

(4) 事務組織の運営に伴う旅行は、公務出張とし、配分された旅費の範囲内で実施するものとする。

(代表者会議)

第5条 事務組織の円滑な運営を図るため、ブロック代表者会議を開催するものとする。

(秘密の保持)

第6条 事務職員は、共同事務処理を遂行する上で知り得た個人情報の取扱いについて細心の注意を払い、守秘義務を厳守するものとする。

(関係職員の出席)

第7条 事務組織は、組織の運営上必要があるときは、関係する校長又は教育委員会の職員等の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事務組織の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

別表 1

< 事務組織 >

Aブロック	山王中学校、大山小学校、高部屋小学校、比々多小学校
Bブロック	成瀬中学校、成瀬小学校、緑台小学校、石田小学校
Cブロック	伊勢原中学校、中沢中学校、伊勢原小学校、大田小学校 桜台小学校、竹園小学校